

令和8年度 運行管理者一般講習助成要綱

令和8年4月1日制定

公益社団法人 福岡県トラック協会

(目的)

第1条 この要綱は、公益社団法人福岡県トラック協会（以下「県ト協」という）の会員事業所（以下「会員」という）に対して、県ト協が指定する運行管理者一般講習実施機関（以下「実施機関」という）の行う、運行管理者一般講習（以下「一般講習」という）の受講料を助成し、運行管理者の運転者等への安全運行対策等の指導力向上と、交通事故防止に資することを目的とする。

(実施機関)

第2条 県ト協は、国土交通省より認定を受けた、以下の実施機関を指定する。

- (1) (独) 自動車事故対策機構 福岡主管支所
福岡市博多区博多駅南 2-1-5 博多サンシティビル 4階 電話:092-451-7751
- (2) (株)おんが自動車学校【ドライビングアカデミーONGA】
遠賀郡遠賀町大字今古賀 81-5 電話:093-293-2359
- (3) ヤマト・スタッフ・サプライ(株) 九州研修センター
福岡市博多区博多駅南 4-15-8 電話:092-289-6851
- (4) (株)^{いちじ}一二【アイルモータースクール】
豊前市松江 1381-1 電話:0979-82-2044
- (5) (株)筑後自動車学校【筑後自動車学校】
筑後市大字久富 1133 電話:0942-52-3116

(助成対象)

第3条 会員において選任されている運行管理者及び従業員を対象とし、1人につき1年度内1回を限度とする。

(助成額)

第4条 一般講習の受講料の全額を助成する。

(手続き)

第5条 会員は、希望する受講日を事前に実施機関に申し込みを行ない受講する。

※実施日・場所等は当協会のホームページまたは各実施機関にお問い合わせください。

(助成金の支払い)

第6条 県ト協は、実施機関より請求のあった受講料を、別に定める覚書に基づき支払う。

(その他必要な事項)

第7条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関するその他の必要事項は、県ト協が別にこれを定める。

(附 則)

本要綱は、令和8年4月1日より適用する。